

2021年2月15日  
富士少額短期保険株式会社

## 災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は災害救助法適用地域で被災されたご契約者よりお申し出をいただいた場合、以下の特別お取り扱いをいたします。

### 1 保険料の払い込みについて

保険料を払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響により払い込みが困難になられた場合、保険料の払い込みを猶予する期間を一定期間、延長いたします。

### 2 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略することにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

### お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-888-701

(土日・祝日・年末年始等の休業日を除く午前8時30分～午後5時)

### <災害救助法の適用状況>

災害救助法適用市町村	法適用	備考
【福島県】 福島市（ふくしまし） 郡山市（こおりやまし） 白河市（しらかわし） 須賀川市（すかがわし） 相馬市（そうまし） 南相馬市（みなみそうまし） 伊達市（だてし） 本宮市（もとみやし） 伊達郡桑折町（だてぐんこおりまち） 伊達郡国見町（だてぐんくにみまち） 岩瀬郡鏡石町（いわせぐんかがみいしまち） 大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）	令和3年 2月13日	災害救助法 施行 令第1条第1 項第4号適用

双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち)		
双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち)		
双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち)		
双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち)		
相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち)		